

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

須崎市長 楠瀬 耕作

市町村名 (市町村コード)	須崎市 (392065)	
地域名 (地域内農業集落名)	須崎・新莊・安和 (池ノ内、岡本、波介、坂ノ川、中氏、下郷、長竹、角谷、南、中ノ川内、本谷、沖、 領久、栄町・幸町・泉町、町内)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 3 月 28 日 (第 1 回)	

注 1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者となる若者が減少傾向にあり、担い手の高齢化が進んでいるため、農地の維持管理が困難となっている。坂ノ川、中氏、下郷には集落営農組織等もあり、農地を活用できているが、組織内の高齢化も進んでいる。施設園芸については後継者がいるが、水稻に関しては後継者がいない。労働力の確保が難しい。 安和地域においては、日照時間が短く、農地も狭く、耕土も浅いため施設園芸には不向きである。 【地域の基礎的データ】主な作物：茗荷、胡瓜
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主要品目である茗荷・胡瓜について、生産の維持・拡大を図るため、経営の規模拡大に取り組む農業者や新規就農者へ農地の集積・集約化を進める。 新規参入者や親元就農含む新規就農者を積極的に受け入れ、農地を有効利用する仕組みを検討していく。 個人経営の作業効率化の推進や、担い手の確保・育成が出来るよう、地域で取り組んでいく。 多面的機能交付金を継続して活用していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	198 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	79 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

概ね農業振興地域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地利用は、中心経営体を含む地域内の認定農業者と認定新規就農者が担っていく。後継者がいない農地について集落内で相談しつつ対応する。見つからない場合は、施設園芸はJA等に相談することで新たな担い手等に繋げ、水田については、中心経営体である受託組織への受委託相談で対応する。その他、多面活動組織への維持管理相談、地域の集落営農組織への相談、農業委員会、中間管理機構の活用により対応していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構の事業を活用し、経営規模拡大に取り組む農業者等に集積・集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業者の要望を踏まえて、必要に応じて検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、県農業振興センター、JA等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。また、各種補助事業を活用し、農業経営を維持・発展できるようサポートを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作を継続することが難しくなった農地等については、(株)土佐くろしお村村営みのりや農作業受託組織等への作業委託を検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】 ①イノシシの被害が拡大しないよう有利な補助事業を活用し防護柵の設置等を進める。 ③施設園芸について、データ駆動型農業を推進する。				